

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十四号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十六年佐賀県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「に規定する人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務」を削り、同条第六号中「希望の家」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。